

生活保護基準引き下げ違憲訴訟

5月10日
富山地裁

第27回 口頭弁論

多くの皆さんの傍聴をお願いします

「生活保護基準の引き下げは憲法 25 条違反」として、富山市の生活保護受給者が市と国を相手に 2015 年に訴訟を開始してから、27 回目の口頭弁論を迎えます。

富山はじめ 29 都道府県において同種の訴訟が取り組まれ、大阪・熊本・東京・神奈川・宮崎・青森・和歌山・埼玉・奈良の九つの地裁で原告側勝訴の判決が言い渡されています。

これら勝訴判決の多くは、富山訴訟の原告・弁護団が重点的に追求している、国が物価や計算方法を偽装して生活保護費を変更した「デフレ調整」の違法性が断罪されており、原告側の主張の正しさが認められる結果となっています。

いっぽう今月、大阪高裁の控訴審において、「最低最悪」と評された名古屋地裁判決をなぞるかのような不当な判決が行われました。今後は各地の控訴審において国の過ちを認めさせるため、全国の力を結集した取り組みが行われます。

来月 10 日に行われる富山訴訟の今度の弁論では、原告・弁護団のインタビュー動画を証拠として提出し、法廷で上映する予定です。動画では生活保護受給者の深刻な生活実態が克明に表わされており、映像を通じて生活保護基準引き下げの違法性・違憲性を主張・立証します。

皆さまには今度の裁判傍聴にぜひ参加くださいますようお願いいたします。

第27回口頭弁論

5月10日 (水) 13時30分~14時15分頃

富山地裁・第一号法廷

報告集会・記者会見

同日 14時30分頃～ (口頭弁論の終了時刻により変動する可能性あり)

県弁護士会館・3階会議室 (富山地裁から徒歩3分)

- ・今回、弁護士会館の駐車場利用は極力避けていただきますようお願いします。
- ・参加者数の把握のため、傍聴希望の方は事前のご連絡をお願いします。
(TEL: 076-442-8000 メール: tym_sugita@doc-net.or.jp)



反-貧困ネットワークとやま ニュース No. 42
2023/4/27 発行: ネット事務局 mail: tym_sugita@doc-net.or.jp

